

14-44  
12-18

## 最高裁長官宛て申入書

- 一、来年1月初旬に裁判官の定例異動の内示が行われるとのことです。
- 二、来年度から今夏の人事院勧告に基づく国家公務員の地域手当の改正が行われることになってますが、裁判官には全く周知されていないため、内示された異動先の裁判所の地域手当が何%になるのか、裁判官の多くが知らない状況と思われます。
- 三、裁判所法48条は、裁判官は、その意思に反して、転官、転所又は報酬の減額等をされることはない旨規定しています。
- 四、上記のような状況の下で、本来は異動を拒否する権利が保障されている裁判官に対し、直ちに内示への承諾を求めるることは、最高裁も労働基準法15条1項に準じて負うべき労働条件明示義務に照らしても、極めて問題が大きいと考えられます。
- 五、したがって、今後裁判官に異動の内示をする際には、異動先においては地域手当が何%になるのか、経過措置や異動保障の内容も含めて明示するように求めます。



六、なお、前回の異動に際して次回は都会から地方への異動についてあらかじめ承諾する旨の念書を入れさせられている裁判官も少なくないと聞いておりますが、個々の裁判官には家庭の事情等の変更もあり得る上、事前の承諾は裁判所法の上記規定に照らして無効と解されます。

七、いやしくも法令を完璧に遵守すべき最高裁として、違法の疑いを免れないような異動の内示や承諾の強制を行わないよう、申し入れます。

2024年12月1日 総会決議

日本裁判官ネットワーク

代表 メンバー裁判官 竹内浩史

(発信先) 〒102-8651

東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所 長官 今崎幸彦 様

(発信元) [REDACTED]

[REDACTED] 竹内浩史

この郵便物は令和6年12月24日第21043号

書面内容証明郵便物として差し出されたことを証明します。

日本郵便株式会社

